

後 崇 光 院 御 文 類

解 題

本書は伏見宮家旧蔵図書中の後崇光院御消息および関連文書を当部において成巻し、「後崇光院御文類」と書名を付したものである（八巻、伏・七六五）。ほとんどが後崇光院の御日記「看聞御記」と内容が一致し、また嘉吉二年および文安以降のものは同日記が欠けており、その一端を補うものである。

後崇光院は伏見宮栄仁親王の第二王子で、応永五年三月二十五日権中納言三条実治女（西御方）を母として御生れになり、応永十八年四月四日御元服、御名を貞成さだよさといわれた。同二十四年二月十二日御兄治仁王急逝のあとをうけて伏見宮家第三代を継がれた。同三十二年四月十六日親王宣下をうけられ、その年七月五日御出家、道欽と号せられた。文安四年十一月二十七日御子後花園天皇よりとくに太上天皇の尊号を宣下せられ、康正二年八月二十九日八十五歳で薨去され、後崇光院と諡せられた。

伏見宮家は後伏見天皇の皇孫崇光院の流れで、観応二（正平六）年足

利尊氏・直義の確執から一時後村上天皇の南北一統がなされ、崇光院は南山に幽閉され、延文二（正平十二）年伏見に還幸されたが、北朝皇位は崇光院御弟後光厳院とその御子孫が継承され、応永五年正月十三日崩御のちは宮家御領も収公され衰微の極に立たされた。このため崇光院の皇子伏見宮初代栄仁親王はこれを回復するため努力され、応永五年十月十六日後小松天皇は直仁親王の御遺領たる伊賀国長田庄・近江国山前庄等室町院領の内七箇所と播磨国衙領を返還された。しかし後に述べる山前庄のように何年も相論の続いた所があるように不安定であつたので、栄仁親王は応永二十三年薨去されるに先だつてさらにこれら所領を安堵されるよう要請されたが、後小松院から室町院領安堵の院宣のみを賜わつただけで、その他はついに得られなかつた。これを物語るのが本書合綴の栄仁親王御消息である。貞成親王は御父栄仁親王の御遺志を引継がれ宮家興隆のため一層の努力をされた。親王の御心中は本書中の御願文にもうかがうことができる。応永三十二年五十四歳で御念願の親王宣下をうけられたのはその一つの帰結である。親王の皇子後花園天皇が正長元年称光天皇のあとをうけて即位されてから、禁裏・幕府ともに宮

家を重んじられ、永享二年十一月幕府からそれまでの係争地近江山前庄が還附された。第四号文書はこの時のもので「看聞御記」にも記載されている將軍義教への御返書である。同五年には熱田社領が還附されるなど御領もしだいに増した。このような状態で宮家ははじめは財政的にも苦しく、それらは当主としての貞成親王を苦しめ、所領問題が始終おこり、「看聞御記」にもよくみられるところである。本書二、三号文書はその頃のものである。この外にも所領に関する文書がある。永享七年暮には伏見を去り京都東洞院の新第に移られ、翌八年二月九日には後小松院御所旧跡を御管領になるようになった。前述のように親王の第一王子は後花園天皇で、皇位につかれたので伏見宮家は第二王子貞常親王が継がれた。十四―十六号文書は貞常親王にあてられた讓状である。宮家の御領構成を知るにはさきに榎戸文書の永享十二年八月二十八日付伏見宮御領目録があり、これと比較すると、曇華院に寄進した播州佐保社郷（第九号文書）が抜けているだけである。

貞成親王は崇光院以来皇統の嫡流として待望の皇位に御子がつかれたので喜びは大きく、かつ帝王としての御訓育に心をくばられ、同時に天皇を通じて宮家の興隆を託されている。これはすでに親王の御著作「椿葉記」に記されているところであるが、本文書第五号後花園天皇宛御書状はさらにこれを首肯させるものである。また親王は禁裏・宮家と幕府との関係を円滑にするため心をくばられている。たとえば將軍義教の後花園天皇への動向に気をつかわれたり、義教に重宝を贈つたりしている

（六、七号文書）。

後小松院は早くから貞成親王の御才能を認められていたようで、栄仁親王に宛てられた後小松院御消息にも貞成親王の御事にふれられている。貞成親王が宮家を継がれて、後小松院に初めて書状を進らせられたのは応永二十四年四月五日で、それ以来、折にふれ事あるごとに書を進めている。後小松院からも度々消息を賜わっている（現在後小松院御文類として十九通残されている）。とくに琵琶道について後小松院は貞成親王に御励みになるよう、また御進歩の様子を常に御下問になつている。

琵琶は伏見宮家の御家業といわれるほど宮家でも大事にされ、その秘曲は応永十八年栄仁親王から今出川公行に伝受された。この時、貞成親王も両曲伝受されている。その後、栄仁親王から灌頂を授けられる筈のところ、同親王が病気になる、ついで薨去されたのでついに授けられなかった。しかし秘曲三曲の内揚真操は授かつたといわれている。そこで今出川公行から灌頂を伝受しようとしたが、公行が流行病にかかり、せめて奥書だけでも受けようとしたが、これも公行の急逝にあつて果されなかつた。このような状態を心配されて後小松院から様子を尋ねられた貞成親王の御返書が第一号文書である。

貞成親王はこの時代有数の学者であつた。またまれにみる知識欲旺盛で筆まめの方であつた。前後三十三年にわたる日記（「看聞日記」）は質量ともにそれを端的に物語るもので、このほか日常のこと、有職関係もよく書留められており、第二十、二十八号文書の内容は看聞御記にもみ

られる。宮家に伝わる伏見院以来の豊富な蔵書（応永八年七月四日大部を焼失されたという）があつたことも宮家の特色である（図書寮叢刊「看聞日記紙背文書」所収「書籍目録」参照）。それゆえ後小松院から度々朝儀の先例についての書物を求められたり、後花園天皇から「増鏡」や「金葉集」などの書写を御依頼されたこともあり、また勅撰集の編纂を天皇に御進言になつている。親王には一生の間に多くの著作とそれ以上の御筆による写本がある。当部所蔵の親王著書写本一覽をつぎにあげておく（楽書関係を除く）。

（著 作）

沙玉和歌集	御筆	一卷	伏一八
沙玉和歌集 部類本	御筆	一冊	伏一六五
禁裏當座十首和歌 永享八 閏五	御筆	一卷	伏一五六一
禁裏御百首草 永享六 飛鳥井雅康点	御筆	一卷	伏一二二
後崇光院御詠 五九首	江戸写	一卷	伏一八一
貞成親王御詠草類 五種	御筆	一卷	伏一五六四
貞成親王御詠歌 永享一一	江戸写	一冊	伏一五九
貞成親王御詠草 （残欠）	御筆	一卷	伏一五六三
諸社法楽和歌 永享 文安	御筆	一冊	伏一二〇〇
仙洞歌合詠草 宝徳二 祐雅点	御筆	一卷	伏一五七〇
後崇光院五十番御自歌合 （榮仁親王御判・点 残欠）	御筆	一卷	伏一三
後崇光院百番御自歌合 （四辻善成判 残欠）	御筆	一卷	伏一

（函 号）

後崇光院百番御自歌合（榮仁親王御判
有欠）
後崇光院六十番御自歌合（榮仁親王御判
残欠）
棒葉記草稿本
棒葉記二種
嘉楽門院御着帯御記永享六・
七・二四
看聞日記
看聞御記抄出御香宮事
看聞御記別記
貞成親王・一條兼良往返狀
御経書様不審事

（共 著）

詠百首和歌	後花園天皇 二条持基等	江戸写	一冊	伏一四五
後崇光院千首和歌	正長二 庭田重有等	御筆	二卷	伏一四
仙洞歌合	宝徳二・一一 後花園天皇等	江戸写	一冊	伏一六七
名所百番歌合	応永一三・九 今出川公行等	御筆	一卷	伏一二
名所百番歌合	応永一三・九 今出川公行等	御筆	一卷	伏一五
(御筆写本)				
慈覚大師縁起	(有欠)		一卷	伏一四七八
粉河寺縁起	(首欠)		一卷	伏一四七九
長谷寺縁起絵卷	詞書ノミ(尾欠)		一卷	伏一三六七
新後拾遺和歌集	(残欠) 卷一一〇		一冊	伏一二〇二

新拾遺和歌集 ^(残) 卷一・一八	一冊	卷一・二〇三
新統古今和歌集 ^(残) 卷一・一五	一冊	伏一・二二
菊葉和歌集 ^(尾) 卷七・一三	一冊	伏一・七〇
新葉和歌集 ^(残) 卷一・一五	一冊	伏一・二〇一
内裏三席御会詩懷紙写 ^(残) 八・二七	一卷	伏一・四八〇
和歌撰集鸛旅 ^(残)	一卷	伏一・七
和歌撰集恋雜 ^(残)	一卷	伏一・四六三
和歌撰集断簡 ^(秋) 三首	一卷	伏一・七二七
千五百番歌合 ^(残) 恋一	一冊	伏一・二一五
内裏歌合 ^(永) 四・一・一・二七	一冊	伏一・四一
伏見宮家歌合 ^(首) 女房・実富等	一卷	伏一・一〇
源氏物語注釈	一卷	伏一・五〇五
宝藏絵詞 ^(下)	一卷	伏一・四八二
熊野詣日記 ^(実)	一卷	伏一・四八一
融通念仏縁起絵詞 ^(上) 首欠	一卷	伏一・三八七
後嵯峨院行幸記 ^(寛) 元・一・二	一卷	伏一・四八七
後嵯峨院御落飾記 ^(文) 永・五・一〇・五	一卷	伏一・四八六
後深草院御落飾記 ^(正) 応・三・二・一	一卷	伏一・四八三
崇暦御記 ^(貞) 治・七・二	一卷	伏一・四九〇
伏見院御落飾記 ^(正) 和・二・一〇・一七	一卷	伏一・四八八
後白河院庁起請文案 ^(建) 久・三・正	一卷	伏一・四九五

躬仁親王御元服次第^(永)
一・一・二八

一卷 伏一・六三四

(例言)

- 一、本書翻刻にあたって、異体・略体は正字に直した。
- 一、本文中に便宜読点(、)並列点(・)を付した。
- 一、本文紙移りは「で示し、とくに散し書の場合の紙移り、行移りは該当文字右肩に(本紙上)(礼紙下)のごとく註記した。
- 一、解題は文中とくにことわらなかったが、「看聞日記」「椿葉記」を史料とした。

一、後崇光院御書状案は本書のほかに「看聞日記」裏にもみられるが、先年「図書寮叢刊―看聞日記紙背文書・別記」として紹介されている。

(飯倉 晴武)

(第一卷)

一、御書状案 (御筆)

〔端裏書〕
「仙洞へ御返書案 四弦灌頂以下并山前庄事
應永廿八 七 五」

〔本紙〕
仰下され候おもむき、かしこまりて拝見仕候ぬ、まことにさしたる御事も候はぬまゝ、細々にも申入候はねは、自由緩怠なるやうに候て、恐お

ほえさせおはしまして候に、こまゝと仰下され候、ことに「畏存候、」
〔礼紙〕
さて「四弦の事、前左府薨せられ候て、この道零落候はんずるとおと

ろき歎入て候、それにつきて、さた成秘曲ともの事、三曲に至候までは
〔上〕
かたのこゝく傳受仕て候、灌頂一たんの事、故親王さま一とせうかゝひ

申されて候しきさみ故竹園(治仁王)にまつ次第の儀にてさつけ申され候つる、そのうち、やかて御老病もてのほかに増氣候し程に、かなひ候はて、前左府に奥旨をはかねてさつけおかれて候程に、(本紙最上)よろづかれへてんしゆ候へと仰おかれて候し、さ候程に、この四五年いかにもと連々申談候しかとも、自他の計會ゆへにさへられ候て、とかく延引候つる、左府もさまたて衰老の年齢にても候はぬ程に、あすを期するやうにて由斷仕候ところに、ふとかやうになられて候程に、つゝに傳受仕らす候、後悔もとかく申はかりなく、口惜く歎入て候、かやうに申入候もあまりに面目なく存候へとも、ありのまゝの儀ちからなき次第にて候、さて兩大納言の事、(今出川)實富卿は萬秋樂まで傳受候し、ちか比、前左槐と不快になり候て、そのうち(礼紙下)一向廢置候やらんと推量仕候、公富卿は三曲の一までは傳受候よしうけ給候、(基考)蘭中納言はくわん頂までの事、そのさたも候はぬけに候、(藤原)孝長朝臣はさやうに灌頂とけて候よし申候てまつてたく候、さりながら、故孝繼朝臣所勞も俄なるやうにてまかり候し程に、(本紙中一)なに事も無沙汰なるやうにこそつたへうけ給候し、ちと内儀の物申候し程に心もとなく候、さ候へとも、その説とけて候よし申候は、この道斷絶候ましき事、惣別につけてめてたく候へは、よく御尋もわたらせおはし(礼紙中一)候て、奥書などをもめされ候て、御らんせられ候へかしと存候、(仰につきて)委細事なきやうに申入候、憚存て候、さて山前の事、かやうに時宜にかけられ候てこま／＼と仰下され候、申つくしかたく畏入て候、窮困のしきなをさりの上察もわたらせおはし(眞)候はん、まめやかに常篇に

絶たる事にて候程に、(本紙中二)その恐を願候はす申入候つるに、御吹舉わたらせおはし(眞)候へきよし仰下され候へは、まつ／＼かたしけなく畏入て候、いかさまやかてくわしき事とも狀をしたゝめ候て、まいらせ入候へく候、よきやうに御こと葉ともそへられ候て、(礼紙中二)たすけおかれ候は、生涯の朝恩にて候へく候、くろみ過候ぬる、返々恐入候、このよし御心え候て、よきやうに御ひろう候へく候、あなかしく、(切封上書)「別當との御局へ

御返事 さた成」

二、御書狀案 (御筆)

(端裏書)「管領に遣狀案 應永廿九 七 廿二」
(垂水事)

以事之次染筆候、爲悦候、抑就自訴事、令申子細候、任理運可然之様被申沙汰候者、本望候、一通進覽之候也、謹言

七月廿二日

判

(眞) 畠山右衛門督入道殿

三、御書狀案 (御筆)

播州垂水郷事、先度令申候訖、而常光院堯孝僧都、以數通支證歎申候之間、於于今可聞候、以前如此證文等、不令存知候之間、令申候き、(第二紙)向後自訴事、追可申候也、謹言、

卯月二日

(眞成親王)
(御花押)

畠山右衛門督入道殿

〔第二紙裏端書〕垂水郷事
「管領遣状案 應永卅 四 二」

四、御書状案（御筆）

〔端裏書〕
「室町殿内書御返事案 永享 十一 六」

貴翰之旨恐悦存候、抑山前南庄・同七里八里兩村并北庄役等、如元可知行之由御内書拝領祝着無極候、喜悦之至無比類、更不知所謝候、併期參拝之時候也、誠恐謹言、

十一月六日

人々御中貴報

道 欽

（第二卷）

五、御書状案（御筆）

〔端裏書〕
「可入火中者也、内裏へ文のあん永享 六 七 十三」

〔第一紙〕
思かけぬ題目、恐憚入たる申入事にて候へとも、御所さまの御事、いまゝてはなに事にてもいゝる申入仰下さるゝ事も候はぬに、出物の申狀狼藉に候へとも、舊院（後小松院）のわたらせおはしまし候つる時こそ、よろつあの御所より御はからひわたらせおはしまし候へ、いまは毎事時宜とし候て、御はからひわたらせおはしまし候へきに、なに事も人まかせにて、勅定（第二紙）も「候はぬやうにうけたまはり及候程に、かやうにてはいかゝと覺させおはしまし候、室町殿（足利義教）よろつ申御さた候御事にて候へとも、禁中内々

の事は、よろつ御成敗わたらせおはしまし候はんするにて候、いまは御おさなき御事にて候はゞや、御成人の御事にて候に、萬事人まかせなるやうに御座候ては、恐なから聖斷もいかゝと存候、女中はいかにかしこく候も、越度あやまりもある事にて候、叡慮として公事雜事とも勅言候て、御成敗候はんするに、御斟酌わたらせおはしまし候やらん、なに事も仰事候はぬと、きゝまいらせ候へは、返々御心もとなく、傍難も候ぬと存候、故院の御猶子はさる御事にて候へとも、まことの父母の」
〔第三紙〕
申入候はん事はきこしめし入られ、又大事にもおほしめされ候はんするこそ、孝道の儀にもかなひ候はんするに、こゝもとの事をは、いまは外人のやうに思食めされ候やらんと推量仕候、故院の御座候つる時こそ候へ、いまはしせん事は御扶持わたらせおはしまし候て、叡慮に懸られ候へき御事にてこそ候へ、人は我らか事を申へき事も候はゞや、時宜としてこそおほしめし入候へきに、よそゝなる御おもむき候やらんと推量仕候ほとに、恐なから御うたてく存候、事の次に述懐申入候、返々狼藉の至候、御學問の事も、室町殿よりこの春申され候し事にて候へは、いかにも御たしなみわたらせおはしまし候はんするにて候、御参内のあらましにて延引候へは、」
〔第一紙抽書〕
なにやうの御意にて候と不審に候、よろつ無爲のやうに御思案わたらせおはしまし候へし、かやうに申入候事、ゆめ／＼御口外わたらせおはしまし候はて、この御文もやかて／＼火中（第一紙行間）に入られ候へく候、御心へのために恐を顧候はす申入候、人はかやうの事も申入へきにて候はす候、愚老（か）の事は一かう御免わたらせおはしまし候

へく候、返々出物の申狀恐入候へく、このよし御ひろう候へく候、あな
かしく、

六、御書狀案（御筆）

〔端裏書〕
「舞御らんの事永享七卯十九
室町殿へ文のあん」

舞御覽の嚴儀無爲、天氣さへ心よくはれ候て、よろつ嚴重に申御さたわ
たらせおはしまし候、御めてたさ申つくしかたく候、一會の壯觀も萬代
の美の嘆と御めてたさ、ことの葉にもつくしかたくおほえさせおはし
まし候、ことに源宰相に仰事の御おもむき參申候ほとに、御うれしさ悦
おほえさせおはしまし候、舞の式嚴重、一獻なと善美を盡され候よし物
かたり申候へは、御ゆかしく候つるも、みまいらせ候心ちして、かやう
にうけ給候、御うれしく候て、雲のうへに雪をめぐらす袖までも、ふる
きにかへる御代のかしこさ、うれしとよ君かことつてきく時は、たちま
ふ袖もみる心ちして、ふとうかみ候ま筆にまかせ候、返々おかしく憚
入候、〔尚々御めてたさ〕もいさままいり候て申入候はんする、まつ御心
え候てよきやうに御ひろう候へく候、ことさら御劔まいられ候よし、御
心え候へく候、あなかしく、

〔上書〕
「三條とのへ」

七、御書狀案（御筆）

〔端裏書〕
「室町殿へ文案永享七 八 廿七」

〔第一紙〕
此際心静參候式祝着千萬候、毎事被懸御意候、面目之至、餘身忝恐悦存
候、御重寶共拝領過分芳厚恩、更以難及謝言候、〔老後之思出、不知手足
舞踏候、心中歡喜可有賢察候、抑玉葉集一合一卷欠正本入見參候、代々
相傳御秘藏候之間、殊更進入候、奏覽手箱紛失候之間、無念存候、兼又
禁裏様御筈初目出承悦候、樂道繁昌之基、珍重候、心事猶期參入之時候
也、誠恐謹言、

八月廿七日

道 欽

人々御中

八、御書狀案（御筆）

〔端裏書〕
「大光明寺遣狀案永享十一十二 廿四」
〔九〕
法安寺訴訟事

境内爲延名小畠事、法安寺帶支證歎申候、老体難期後日候、命中安堵大
切之由、再三歎申候、最小所事候哉、仍不顧無心執申候、闕是非遵行候
者、爲悦候也、敬白、

十二月廿四日

大光明寺方丈

〔切封〕

〔貞成親王〕
御花押

〔第三卷〕

九、御寄進狀案（御筆）

〔本紙〕
〔佐保〕
はりまのさほの社の郷、ゆめくしきさい所にて候へともまいらせ候、

この所はちやうかう堂領にて、もと御ちきやう候しほとに、内裏へ申され候て、ほう書をたまはりて候、代官上月かうけふも」そへてまいらせ候、めてたく御ちきやう候へく候、あなかしく、

嘉吉二年十月九日

〔切封上書〕
「あん

曇花院御喝食御所へまいらせ候」

〔真成親王〕
〔御花押〕

十、御寄進狀案（御筆）

若狹國松永庄半濟御料所にめてたくまいらせ候、定直奉行し候、このうち人に人の御恩にちとたひて候をは、のそかれ候へく候、かさねく御料所ともまいらせられ候はんすれは、千秋萬歳御知行候へく候、あなかしく、

嘉吉二年十月九日

〔切封〕

〔真成親王〕
〔御花押〕

十一、御書狀案（御筆）

妙心寺事、花園院御置文嚴重之間、尤可有御管領事候、日峯大徳院入院候者、急可有御住候、萩原殿御遺跡管領之間、如此」令申候、非分之人自專無其謂候歟、早々御入院可然存候也、恐々敬白、

嘉吉二

十月廿六日

道 欽

進之候

十二、御書狀案（御筆）

智證大師御筆法花經一部十卷 紺紙、累代之重寶也、殊於寺門爲重要之間、住心院實意僧正尔與之、轉女成佛經者殘置可秘藏也、

文安元年閏六月六日

〔真成親王〕
〔御花押〕

十三、御書狀案（御筆）

「惣得庵へ文のあん」

ふしみ惣得庵領九條の妙見寺の事、光嚴院殿より御寄進候て、代々さうてんさうの候はぬうへは、知行しさゐ候ましく候、ことに地下こうきやう候は」めてたく候へく候、

文安二年四月五日

〔真成親王〕
〔御花押〕

（第四卷）

十四、御讓狀案（御筆）

讓進

一、伏見御領

五ヶ加納

一、播磨國衙

別納十ヶ所 但當時七ヶ所管領

比地御祈

石見郷

伊和西

市餘田

玉造保 佐土餘部

栗賀加納

一、熱田社領

付藪郷

一、江州山前南庄

同七里村 八里村 北庄役

一、昆布干鮭月捧

一、若州松永庄一圓

一、江州鹽津庄 同今西庄

一、丹波草野 同戸野谷

一、播州平野五名半分

一、同國飭摩津別符

一、筑前住吉社

一、日向國大嶋保

一、一條東洞院敷地 仙洞舊跡

已上

右管領所々、(貞常親王)式部卿親王所讓與如件、但此内人給寄進等有之、不可有相違者也、

文安參年八月廿七日

十五、御讓狀 (御筆)

相傳御領目録在 以下讓進之候、永代可有御管領候也、謹言、

文安三年八月廿七日

進之候

追申

記録文書以下同可有御管領候、代々御記載目六禁裏へ進之候、可得御意候、御領之中男女御恩不相替可有御扶持候也、

十六、御讓狀 (御筆)

(端裏書)「院御讓狀文安五」

相傳御領目録在 讓進之候、永代可有御管領候、累代記録文書等、同讓進之候、不可有無沙汰候也、

文安五年六月六日

追申

御領之中、男女御恩之地、(榮仁親王)大通院寄附之所、不可有違亂候也、追號如此相計候、禁裏へ可被申合候也、

(第五卷)

十七、御書狀案 (御筆)

(御紙)日をかさねてつきし候はぬ御めてたさ、おしはかられさせおはしまし候、(返し書)三節無爲にはて候て、(上)御めてたく候、さて永基卿參議事、多年奉公粉骨の」(礼紙)勞に優せられ候て、除目に御さたま候へかし、彼卿望申事は候

はねとも、嫡流すてられ候へきにて候はねは、傍例に准せられ候て御免候は、朝恩の至にて候へく候、別して執申入候よし御心え候て申され候へく候、あなかし、

〔切封上書〕
「内裏へ文あん文安五正十八」

〔真中央別筆〕
「後崇光院」

十八、御書狀案（御筆）

〔本紙〕〔熟田〕
あつたの御年くのうち千疋、としく御とふらひに御はからひにさたし候はん時、〔返し書〕
ふ行におほせられ候て、すく〔上〕にめされ候へく候、又わかさ松なか、田むきの入道とり候五百疋、一こののち〔札紙〕
めされ候へく候、いづれも一このとはさうゐ候ましく候、あなかし、

〔切封上書〕
「一條とのへ」
ほうとく三年十月十六日
〔貞成親王〕
〔御花押〕

十九、御書狀案（御筆）

〔第一紙〕
大通院事、故御所様任御置文之旨、自是可相計候之間、不可及門中評定候、乾首座爲開基、寺領等可有御計候、其子細雲峰和尚〔第二紙〕
申談候了、超願寺事者法眷中可有御談合候、御病氣御本復念願之外無他候、恐々敬白、
〔細書〕
「猶々大通院事、爲御塔頭始終之儀、自他可申談候也、」

二月十八日

道欽

進之候

〔切封上書〕
「用乾首座進之候」

道欽

二十、御留書（御筆）

知識月庭和尚草頭宗云々、於法安寺法華經一部八卷被談義、而予連々聽聞之、結願日觀音經二句更傳受畢、最秘密云々、旨趣見奥書、且爲報謝、行基菩薩御筆俱舍論第廿三卷一卷賜之、累代御經也、雖爲重寶爲其志與之、此一紙未傳受人敢以莫披見、深秘而已、
自去七月廿四日至同九月廿一日說法結願畢、
應永廿七年九月廿一日

〔貞成親王〕
〔御花押〕

二十一、御留書（御筆）

〔裏貼紙〕
「御傳來巡方帶之事 後崇光院御筆」
〔端裏書〕
「愚記」

巡方帶二具 青瑠璃號金青玉床銀金物組如恒 丸軛一具 青瑠璃 三具累代之者也、崇
〔足利義滿〕
一具者 無床 青瑠璃同前

光院御代鹿苑院入道相國伏見殿初參之時、爲被進御贈物、三條前内府實繼公令奉行、床金物等被新調、然有異儀不被進、于今秘藏頗珍物也、何時用之哉、三條前内府有勅問、帛御服之時御着用、或記節會次將指云々、其子細見三條狀畢、吾代初巡方帶〔床新調之一具勝定院に進之、于時應永廿日進、其後丸軛一具無床進仙洞同冊四年八月一所殘巡方一具 青瑠璃 持來可秘藏也、子孫爲存知巨細記之、〕
〔後小松院〕
同冊四年八月一所殘巡方一具 青瑠璃 持來可秘藏也、子孫爲存知巨細記之、

二十二、御書狀案（伝御筆）

〔本紙〕
御まいりきりをとりにまいらせ候はんするよし承て候へは、心うつくし

く、御つかひと申候物も候はて、けふまてになり候ぬるに、(返し書)下され候ぬ
る、返々悦存候、よく／＼いはぬ候ぬる、宮の御方にもまいらせ候程
に、いつもいま一つ／＼ほしくそ候へ、さて／＼」御たんのこと廿四日に
如法／＼ことやすく候けるよし承候、ひめ宮いたつらしきやうに候へと
も、このひしくるの中には、なか／＼をひんなるやうに覺て候、ぬしこ
そあまりに色々のこととも候つる程に、いかなるくせことなとかとおほ
つかなきやうに候つるに、ことゆへなく候へは、なによりも無爲なる心
ち候て候へは、返まいるのことはつや／＼おもひより候はず、かはりた
るふせいも、その□候は／＼こそにて候、御たんは公方さたしきゐ候
はし候て、はしめよりのきにて候へは、しきゐ候はず、その身のかへり
候は／＼、事はあるへしとおほえ候はすに、まいり候へといふことも候
はし、たとひ又」さやうのすかたにふり□し候とも、ぬしか心にまかせ
候へきにて候はず、ふせうなからをやたちそひて候へはまいりことも
候はしとおほえ候、御をしはかり候へく候、さても／＼をかしきやうに
候へとも、ある物ゝ候かゆめを見て候か、よにたゝまりなるさまにても
候はすやうありけに候程に、しりはさきにしろさせ候てまいり候、やか
て／＼やふられ候へく候、よにことのやうめてたけに候、あはれ／＼か
やうのおもかけにて候へかしと、ねんし入てこそ候は／＼、せけんのさむ
さ申つくしかたくおほえ候て、如法／＼まいり候て、よろつ又御物かた
りも申たく候へとも、下部と申候物心うつくしく、さしいて候はぬ程
に、(ねカ)承なからにて候、なにとすかし候て」(礼紙下)まいり候て、よろつ申入

候へく候、宮の御方の御しき申はかり候はす候、いまたこれ程なる御す
かたにて候はす候、御いとをしきこそ候へ、よろつ文につくしかたく候
て、又々申入候へく候、あなかしく、
(切封上書)「たしかに／＼」

御返事まいらせ候」

(第六卷)

二十三、尊號詔書宣下本所儀次第(折紙)

尊號詔書宣下本所儀

垂廂御簾、母屋御簾卷之、當廂階間敷纏綯、端御座二枚、階間左右掌燈、
公卿座卷御簾、敷疊、殿上敷紫端疊、奥端如常、立大盤居饗饌、
所々掌燈

後院廳
儲之

内裏儀訖諸卿參集 上皇御所着殿上

奉行院司下賜別當以下交名於執事別當殿上人交名
同賜之

公卿別當 四位別當

判官代 五位
六位 藏人

主典代

執事別當召四位別當下賜之、四位別當於中門邊召主典代、下之
次院司公卿已下列中門外奏慶西上北面

殿上人交名
下藏人

公卿一列 四位五位一列 六位一列

申次六位判官代

各拜舞畢、歸着殿上、此間四位別當覽吉書入筥、一獻四位別當獻盃、瓶子六位判官代、立箸、各退下、

三ヶ日居殿上饗

〔端書〕
〔關白作進文安四年十一月廿七日〕

二十四、太上天皇尊號報書案

〔端裏貼紙〕
〔後崇光院〕

〔作者式部權大輔在豐卿〕

伏見去年十一月廿七日詔書、尊號爲太上天皇者、忽驚叡辭、更想曩事、太上者至尊之號也、貴於君、天皇者登極之稱也、大於帝、是聖主之所踏、非人臣之所居、況亦內無遜位之名、外缺傳國之德、唯以篤族之高義、豈拜尊親之憲章、與得崇重於當時、孰避謗訕於後代、早罷太上之號、令遂謙下之懇懷、謹言、

文安五年二月 日

二十五、尊號報書次第

尊號御報書次第

當日奉行院司召陰陽師、問日時不及勘文

作者持參御報書草、奉行院司入筥奏之、御覽畢返給、

次召能書人於北面、令清書之、高檀紙豫切合硯仰藏人令申

清書畢奏之入筥初、則返給、次其人執事別當於便宜所裏之、

其儀御報書之上、加懸紙二枚裏紙自本有之、又以一枚卷之、入函中件函以厚、
函內有白織物、折以文菱形下有牙象、覆蓋之後、以檀紙四枚裏之左右各二枚重之、
以枯紙二續之、結目、居花足上花足面押、
當函下中央諸鑑結之、
檀紙十枚函花足緒等奉行院司兼儲之、
以上年預所課也、

此間院司公卿可勤御使之人也候殿上、

次奉行院司取御書、出殿上置小臺盤上中央、仰可持參內裏之由於御使、

次御使就小臺盤下指笏、取御書、於中門邊授判官代、判官代持之相從

主典代同相副之、御使乘車之時、取御書入車中、

御使參內御書令持主典代、入門之門之時（ハカ）、判官代取之、相從御使入左

衛門陣代、於弓場取御書昇殿上、置小臺盤上、藏人頭出逢取御書奏之、

御使退出歸參院、

次藏人頭爲勅使參院中、

今日無御返報由、

〔端裏〕
〔關白次第文安五 二 廿二〕

（第七卷）

二十六、御願文案（御筆）

維應永廿八年歲次辛丑八月十七日丁未吉日を撰て、かけまくもかしこき
八幡三所王子眷屬に恐美恐見も申さく、それ當社は王家の宗廟として、
威四海におよほし、恵一天におほふ、しかれば群類濟度の方便むなしか
らず、殊には百王擁護の本誓たのもしきかなや、こゝに貞成そのかみ進

退の安否いまたさたらざりし時、寶前にまうて一心に信を致して身の愁を祈たてまつりき、しかるにはからざる外に一流相續の身となれり、これしるしなから、祖神の御恵にあつかる事をしりぬ、いよく我神の加護を仰外さらに他念なし、しかれば偏仰隨喜の心さしふかしといへとも、身の力なきによりて、いまた報賽の禮を致さず、社參なおもてとこほれり、心中等閑にあらざるおもむき、神明照覽ある物をや、こゝに「微望なおあきたらず。そのひとつは無官無位にして世にあらむ事、名をはつかしむる第一の恨とす、又ひとつは窮困のうれへ、法に過て世路をわたるに治術なし、わづかに管領の地ありといへとも、闕乏をおきぬふにたらず、殊眼目とたのむ懸命の地は別相傳なり、いま知行相違なしといへとも、永領のおもひなお怖畏の心あり、侍身の不肖と思ふに、天心はかりかたくして、ふかき淵に望かこくとく、うすき氷を腹に似たり、たゞ運を天にまかせて、祖神の冥助を仰なくてはたのむ所なし、願は生涯無爲、安穩にしていましる所子孫なく相傳せん事を擁護し給へ、抑先親かたしけなくも岩清水の正流を受たりといへとも、宿運つたなきによりて皇統忽に斷絶せり、これ神明のさたむる所の前葉のしからしむるゆへか、凡慮さらにわきまへかたし、しかりといへとも、子孫猶相續て一流の絶さらむ事をこいねかふ、庶流なを區々に跡を残せり、況嫡流においてふや、ことに八幡大井は正直の頭にやとります、われつたなき身にも正直ならむと思ふかし、又他の人よりは我人とちかひまします、いかてか正嫡をすて給はんや、我齡すてに知命に及へり、い

ま」いとけなき縁子あり、はるかなる行末を思ふにも、我運命長久にして、子をはこくみ、人を扶持せんと思に、壽福のふたつことにねかふ所なり、かつうは又父祖の怨念をやすめたてまつりて、孝子の心さしをとけんと思ふ、願は相傳の舊領本に復して、宮中二たひ繁昌せしめ、殊には官位の先途を達して、朝廷にましはる名を子孫につたへん、小兒息災安穩にして、一流萬代に相續せしめ給へ、いま祈精する所過分の望をも祈らす、たゞ理運の至所を願はかりなり、ことさら窮迫のうれへ偽所にあらず、私なき心中よろしく明鑒にまかす、たとひ非義を祈申とも、大慈の本誓いかてか御あはれみならんや、況道理のさす所正直の神慮なんそ加護なからむや、ことにいま舊領の望あり、闕乏の慙にたへず、大訴を企つ、ねかはくは神慮として、公歩の成敗子細なく本に復せしめ給へ、懇所のおもむきすみやかに成就せしめ給はゞ參社して御神樂を奉へし、おほよそ祈念の旨哀愍納受しましめて、一々に所願成就せば毎年に參社して禮奠を致へし、いま一字三禮の心經一卷かき供養して納たてまつる、般若書寫の結縁をもて現當二世の願望を遂んと也、かつうは國家豐饒にして天下泰平ならむ、大菩薩この狀を平安に聞食て速に感應を垂給へとうやまひて申、

二十七、御願文案（御端）

敬白 八幡宮

右心中懇訴之趣、任照覽願、垂哀愍納受、速令所願成就給、仍奉神馬一

牽、立願如件、

古濃多免之安禮半登祈亭婦王賀理於神は志流良無

君賀代尔逢盤宇禮新幾老可身尔殘望遠安波禮登志連

吾人農賀須奈良須止毛男山佐可遊久末遠満良佐羅免也

永享三年八月四日

沙彌道欽敬白

〔第八卷〕

二十八、役送條々（御筆）

〔前缺〕故實を存する歟、かやうに次第にへあかりぬれはなにとある

「く」るしからず、若輩淺位のともから四品をきらひ、上首をさけしむること、その理あたらず、これらのしたいめんく存知のき「れ

は詞をついやすにおよはす、おほかた永行入道家ををこしたる事なれば、一家のともからも自餘の上北面には混すまじきよし存する歟、それ

も事によるへきか、けりやう外さまの座別の至、晴の供奉の馬うちなとこそ、いか「所存あるへき事なれ、あさゆふ御前の儀などは自他の

事なれば、なにとあらんもすへて家のきすになり候へき事にて候はぬかと覺候、

一、たうし時々も祇候のともから、ひ「きにおよはす、のふとし・經良・隆射朝臣となり、經よししこうの時つねさたやくそうしさいなき

か、兄をきらふ弟はあるまし、常照しこうのとき、永豊又同前、兄弟父子はかりには所役にしたかひて、のこりの殿上人は上首候なりとも

すわましきといふ事あまり少説の事なり、御前にめさるゝほとの人きんしゆにも、外さまにもあれ、公達名家にもあれ、へちしたるしやう

くわんの儀なれば、その日の下らうの人、やくそうはすへき條もちろんなり、又あやのこうち、たう他所のことはしらす候、愚身存日のあ

ひたは人にきゝいるほと「はよもとおほゆ」一獻の時、役送の事につきてとかくさた「承候、如何様事候哉、先日葉室父子参

候時、「一人粉骨候し間、返々神妙候き、凡事」様に候へとも所存之分以次令申候、

一、御前盃酌之時、大臣已下三位已上、時にしたかひ事によりて、御前の座につく、役送の殿上人四位五位上北面あひましはりて、或は御銚

子にさし、あるひは役送を勤仕す、清華の人猶以其「あり、況自餘の雲客雜役きん仕勿論なり、御膳のやくそうは規模の事にて上首の

殿上人これをつとむ、すゝの公卿のはいせんなど兼帶する事はなし、朝覲行幸などことなる晴のときは、参議・散三位御膳のやくそう

つとむ、これらのしさゐ御記にくはし「たり、一、公卿あまた御前に祇候之時、末座の殿上人まで列座することはいた

くなけれども、時によりて内々便宜の殿上人御前にめしくはへくるゝ事「事なり、その時のやくそうたかすへしといふ事はなけれども、假令准據の儀「あ「に四位のはいせん五位たるへし、

五位のやくそう又六位」かやうに次第をおふへきか、禁中の六位、院中の上北面同ことなり、舊記などにもさたまれる式はなけれども、當

座の儀よろしきにしたかふへきゆへなり、たとひ四位五位同官同位なり(とカ)も、その人を賞せらるゝ日は、便宜のやくそう何事があるへき哉、かつは當座の故實、その身會尺(ヒ)な(る)□へし、おほかた殿上人はおのゝ膳を持參すへき條本儀なるによりて、麵などはいまもその定なり、自餘の肴物ふせひさたのほかの事(ナカ)□れはあなち定式あるへからず、又御前ならぬ時、公卿のせんをすゆる事先れいも如法／＼おつらはしきさたありて、上北面等つよく子細を申によりて、嚴密の御さたなともありき、これらは外さまの□(おカ)しいたしたる事なれば異儀を申□んき(ぬるカ)事なり、そのほか内々の事などはさらにくいせをまもるへからず、

一、故院きくいてい御所の時分、(冷泉)範定朝臣・永量朝臣等式部・民部・藏人などゝて、かやうのやくそう勤仕せし事、愚身見及し事なればしきひには□(及カ)はず、當時は院内の昇殿をもより四品をもへて、殿上人のしゆんになりぬれはかやうの役送はいたくせず、真覺・範定・常□(照カ)などしん退かくのことし、それ候はゝなをもてひむきの事はさためて」僻案事候哉、

一、殿上人祇候之時、女房はいせんの事、おのつからひんきとしてさる事もあるへけれども、うちたえてやくそうにたのむへきこと、いまたきゝもおよはぬ事なり、又御所侍御前へいて候へきにても候はず候、世のすゑと申なから、さる事いかてか候へき、たうし御所中のしきよろつれいらくさたのほかなるやうに候へとも、故御所御座候し院中の

おもかけは、かたのことくもしゆんし候へきやらんと覺候、所せん内々一こんのみきり、朝夕さんくわひの人□(敷)たかひに所存あるへき事にも候はぬに、事かましく申たて候へは、中々公私の未練傍難にもなり候はぬへく候、穩便の儀をもて奉公をいたし候はゝ、その身の冥加にはなり□(候カ)て、すへて／＼下^すせにはなり候ましく候、愚身蒙昧の身にてかやうの有職など返々かたはらいたく覺候へとも、愚存此分にて候、下として猶もし所存も候はゝ御尋候てうけたまはり候へく候、

○看聞御記永享二年閏十一月十三日条参照

○栄仁親王御書(第一卷合綴)

「遣廣橋狀案(端裏書)九(永)廿三(三)」

依無差事久閑筆候、背本意候、自舊冬老病以外候間、不食之氣興盛候之間計會候、就其、室町院御領并播磨國衙已下(安堵)、勅載事申入仙洞候之處、先且彼御遺領分被下院宣候之間畏入候、將又當所伏見事不混御堂御領、別而可有相續之旨、光嚴院殿御置文之趣無子細候間、爲得御意案文進之候、所詮存命(安)中案堵御判事、可然之様被申沙汰候者、殊以可爲芳志候也、其間事併憑存之外無他候、委細以使者令申候也、謹言

九月四日

(御花押)

廣橋大納言殿(兼ヒ)